

全国市長会会報

第 676 号 平成 15 年 12 月 1 日

全国市長会調査広報部

〒102-8635

東京都千代田区平河町 2-4-2

TEL03-3262-2316 FAX03-3263-5483

ホームページ <http://www.mayors.or.jp/>

目 次

会のうごき

諸会議の経過

税源移譲等都市財政基盤確立プロジェクトチーム	1
全国基地協議会・防衛施設周辺整備全国協議会合同役員会	6
社会保障審議会介護保険部会	7
港湾都市協議会意見交換会	7
第 9 次中国市長代表団が来日	7

地方六団体の動き

第 5 回地方自治確立対策委員会	8
地方税財政基盤確立全国大会	8

税制調査会総会	11
平成 15 年度自然とのふれあい推進全国大会	11
社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会	12
港湾整備振興全国大会	12
市町村長特別セミナー受講者募集	13
新市の紹介	14
市長の選挙	14
市長の退任	14
行事予定	15

会のうごき

諸会議の経過

税源移譲等都市財政基盤確立プロジェクトチーム

税源移譲等都市財政基盤確立プロジェクトチームは、11 月 19 日、「地方交付税制度に関する提言」(別記)を取りまとめた。

本提言は、現在、三位一体改革の具体化に向けた動きがある中、地方交付税制度を通じて地方の財政運営がモラルハザードを起しているのではないか等の意見があることから、税源移譲に伴う地方交付税制度の改革に向けて、都市自治体の立場から、基本的考え方を整理し、地方交付税の見直しに係る基本的な論点を取りまとめたもの。

内容は、「基本的考え方及び改革の方向」、「地方単独事業等に対する適切な財源保障について」、「地方財政計画歳出の見直しについて」等で構成されており、三位一体改革を推進するに当たり、地方交付税の抑制等が先行して実施されることがあってはならず、また、税源移譲に伴い地域間の税源偏在は拡大することから、財源保障・財源調整機能を一体として果たす地方交付税制度の機能を強化する必要性を求めている。

なお、本提言は、同日、第5回地方自治確立対策委員会（地方六団体で構成する地方自治確立対策協議会が設置）において、副会長の小川豊栄市長から公表され、また、広く理解を求めするため、後日、全国会議員及び政府関係方面に届けた。

（別記）

地方交付税制度に関する提言

全国市長会

税源移譲等都市財政基盤確立プロジェクトチーム

1. はじめに

分権時代の自立した都市経営のためには、何よりも安定的な税財政基盤の確立が重要である。

本プロジェクトチームは本年4月、「税源移譲を中心とした都市財政基盤の確立に関する提言」を取りまとめ、基幹税を基本とした、国から地方への速やかな税源移譲を強く要請した。

その後6月、政府の「基本方針2003」において、三位一体の改革の推進が決定されたが、実際に移譲される税目や額が明らかになっていない。

全国市長会においては、去る10月23日に「税源移譲と国庫補助負担金の廃止・縮減に関する緊急提言」を取りまとめ、国庫補助負担金（以下、「補助金」という。）について、国による統一的な措置が望まれるもの等を除いて原則廃止し、これと同時一体として国から地方への基幹税による税源移譲の早期実現を行うこととするとともに、地方交付税を通じた財源保障・財源調整機能の拡充強化の必要性を提言した。

しかしながら、地方交付税制度を通じて地方の財政運営がモラルハザードを起こしているのではないか等の意見もある。そこで、税源移譲に伴う地方交付税制度の改革に向けて、都市自治体の立場から基本的考え方及び改革の方向を整理する必要があり、本プロジェクトチームとして、地方交付税の見直しにかかる基本的な論点を取りまとめた。

2．基本的考え方及び改革の方向

地方交付税制度については、次のような基本的考え方及び改革の方向に沿って見直しを行う必要がある。

- (1) 我が国においては経済対策、各種の社会福祉施策、教育、治安、防災等、国が法令等により制度を定め、地方が制度を運営するなど、国と地方が対等・協力の関係のもとで内政を推進しており、国・地方の行政は完全には切り離せないものである。
- (2) 国民生活に密接に関わる行政サービスの多くが地方自治体によって提供されている。しかし、現状は国と地方の間で、こうした事務権限に見合う税源の配分が行われていない。また、地方自治体間においては、社会経済的条件などにより、財政需要が一様でなく、また、経済力の地域間格差を通じた税源偏在が大きい。こうした状況のもと地方交付税は、地方自治体が自主性をもちつつ、一定水準の地域住民へのサービスを供給するための財源を確保する制度として、その役割を果たしてきた。
- (3) 国においては、毎年度こうした標準的な行政サービスの供給に要する経費を見積もり、所要の財源措置を講じるため、地方財政計画を策定してきた。
- (4) 三位一体の改革における地方交付税の改革は、補助金の廃止・縮減に見合う所要額を同時一体として税源移譲する規模に基づいて行われるべきものである。三位一体の改革により補助金等の廃止、縮減とそれに伴う税源移譲が進めば、国、地方を通じた膨大な事務処理が軽減され、また、住民の協力と監視のもとで事務、事業が執行されることにより、効率化が進み、地方財政計画額の縮減、地方交付税の抑制につながることを期待される。
- (5) 税源移譲に伴って、税源の偏在から地方自治体間の財政力格差が拡大することも予想されることから、個人住民税の比例税率化、法人事業税の分割基準や譲与税の配分基準の見直し等を行ったとしても、なお財源保障・財源調整機能を一体として果たす地方交付税制度を一層強化する必要がある。

3．地方単独事業等に対する適切な財源保障について

- (1) 我が国においては、以下の点のように、国と地方が一体となって内政を推進

しており、財政面の裏づけとして、法律に基づく地方財政計画の策定を通じ、国庫補助事業と地方単独事業とを合わせて、必要な地方財源を全体として確保するしくみは不可欠である。

仮にこうした仕組みを取り止める場合には、教育、福祉、清掃、警察・消防など、国が法律などにより地方に要請している現在の基本的な行政サービスの水準の維持が不可能となり、また、経済政策等国と地方が協力して行う施策の実施が困難となる。

- 地方自治体が国からの補助金を受けずに実施する地方単独の施策や事業についても、国全体としての行政の方向性に呼応して実施しているものが多い。また、国の法令等に基づき実施する警察・消防、高校、清掃、戸籍事務等に係る職員給与費や運営費は、ほとんどが国庫補助対象外で、地方単独事業として実施している。
 - 下水道幹線管渠(補助)と末端管渠(単独)の整備等、単独事業を補助事業と一体となって実施することにより、初めて施策の効果を発揮できるものも多い。
 - 地方自治体の自主的判断に基づく純粋な地方単独事業についても、地域経済の下支えや地域の振興を図るうえで極めて重要であり、マクロ経済政策の一翼を担っている。
- (2) 臨時的かつ巨額の財政負担となる一般廃棄物処理事業、下水道事業や防災対策事業・災害復旧事業等については、各地方自治体の財政規模も考慮しつつ、地方交付税及び起債による措置の充実などにより、平準的な財政運営が可能となるような財政措置を講じる必要がある。

4. 地方財政計画歳出の見直しについて

地方単独事業については、投資的経費と経常的経費双方において、地方財政計画歳出と決算額の間乖離があることから、地方の実情を踏まえ、それぞれの行政サービスの水準を決定し、投資的経費から経常的経費へのシフトを行う必要がある。

- 地方単独事業(投資)を中心に地方財政計画額と決算額の間乖離があるため、計画額の圧縮により地方交付税総額の削減を図るべきであるとする議論がある。投資的経費において決算額が計画額を下回る背景には、長引く景気の低迷から借入金残高が増え、地方負担が多額にのぼる公共事業に財源を十分投入できない事情がある。
- 他方、地方自治体は住民に身近な行政主体として、生活に密着した福祉、環境、教育施策に多額の財政需要を抱えており、効率的な行財政運営に向けた努力を重ねながらも、現実に国の補助基準では実施が難しく超過負担を余儀なく

されていることから、経常的経費については、決算額が計画額を大きく上回っている点にも留意する必要がある。

5．離島、過疎、辺地等への財政措置について

地方自治体といっても様々な態様があり、こうした地域の自治体は、財政基盤が弱く、財源の多くを地方交付税や国庫補助金等に頼っており、加えて、その地域特性ゆえに多額の財政需要がある。このため、税源の乏しい地域においても、自立した財政運営を可能とし、一定水準の住民サービスが確保されるよう、地方交付税上特段の配慮が必要である。

6．課税自主権の活用と地方財政計画の歳入について

- (1) 課税自主権の活用による税収分を地方財政計画の歳入に反映させることは、その制度の趣旨から適当ではない。
- (2) 都市自治体においては、水道料金、国民健康保険料等の使用料、手数料、分担金・負担金等により、住民に負担を求めており、また、課税客体および対象額も小さいことから、課税自主権の活用を通じて財源確保を図るには限界がある。

7．その他地方交付税制度の改善について

- (1) 国の特定政策を実現するために地方交付税を用いることを極力抑制すること
地方交付税は、地方固有の財源であり、一般財源として位置づけられるべきものである。しかるに、近年、国の特定の政策を実現するための手段として地方交付税が用いられるケースが多い。したがって、極力、地方交付税を国の政策誘導に利用しないよう配慮する必要がある。
- (2) 算定方法の簡素化・合理化措置を講ずること
地方交付税の算定には、国、地方を通じ、膨大な事務処理を必要とすることから、算定方法の簡素化・合理化の推進により、こうした事務処理の軽減を図り、効率化につなげることが重要である。

8．地方交付税のモラルハザード論について

地方交付税の財源保障機能が地方自治体の放漫経営を助長しているとのモラルハザード論があるが、この議論は以下の点で制度の趣旨、地方の実態を把握していないものである。

- (1) 地方交付税総額の基礎となる地方財政計画は国が決定しており、地方の歳出の見積もりは、各種施策につき国が標準的あるいは最低限と考える基準に基づくもので、国の政策と無関係に肥大するものではない。また近年、地方財政計

画の歳出は国の歳出を上回るスピードで縮小している。

- (2) 地方交付税制度においては、基準財政収入額の25%が留保財源とされており、地方自治体の徴税努力のインセンティブとなっている。
- (3) 住民に最も身近な基礎的自治体である都市自治体は、福祉、教育、清掃、消防など住民生活を支える基本的な行政サービスを提供する重要な使命を担っており、こうした事業の中には、国の基準のままでは制度を維持できないものもあり、むしろ事業の実施にあたり超過負担の問題が生じている。
- (4) 過去の地方財政計画歳出の増加の大きな要因は、義務教育職員や警察官の増員、国の施策に対応した介護、医療費、少子化対策等の費用の増加や、国の経済対策に協力して発行した地方債並びに財源対策債及び臨時財政特例債等の償還のための公債費の増加である。
- (5) 都市自治体においては、徹底した事務・事業の見直しとともに、住民意識の高まりにより行政執行に対する監視も強く、住民との協働によるまちづくりが進められ、行政の効率化を進めている。

9 . おわりに

三位一体の改革は単に国と地方の財源配分の問題にとどまらず、地域住民への行政サービスに直接影響を及ぼす重要な問題であり、その低下につながらないようにすることが最も重要である。

国庫補助負担金の廃止・縮減や、地方交付税の抑制のみが先行するようなことがあってはならない。あくまでも、基幹税による税源移譲を前提としなければならないものである。さらに税源移譲に伴い地域間の税源偏在が拡大することから、財源保障・財源調整機能を一体として果たす地方交付税制度の機能を強化する必要がある。

(担当 : 財政部)

全国基地協議会・防衛施設周辺整備全国協議会合同役員会

全国基地協議会(会長・光武佐世保市長)及び防衛施設周辺整備全国協議会(会長・西村小松市長)は、11月19日、麹町会館において合同役員会を開催した。

両会長あいさつの後、総務省の秋田固定資産税課理事官及び防衛施設庁の米岡総括施設調査官から平成16年度基地関係予算の要求状況等について説明を聴取した。

次いで、事務報告の後、「平成16年度基地交付金関係予算の増額確保に関する要望(案)」、「平成16年度基地周辺対策予算の確保に関する要望(案)」及び「平成16年度基地関係予算対策実施要領(案)」について協議し、これらを原案のとおり決定した。

引き続き、平成 16 年度両協議会分担金について協議し、平成 15 年度と同様の算出方法で徴収することとした。

会議終了後、正副会長は、基地交付金関係予算の増額確保に関する要望の実現に向け、衛藤征士郎衆議院議員（元防衛庁長官）、財務省の宮内主計官、総務省の香山総務審議官、瀧野官房長等に面会のうえ要請を行った。また、基地周辺対策予算の確保に関する要望の実現に向け、石破防衛庁長官、山中防衛施設庁長官等に面会のうえ要請を行った。

（担当：社会文教部）

社会保障審議会介護保険部会

社会保障審議会介護保険部会（部会長・貝塚啓明中央大学法学部教授）が、11月20日、東条インペリアルパレスにおいて開催された。

会議では、厚生労働省から保険者及び給付の在り方について説明の後、議論を行った。

本会からは、委員として喜多守口市長（介護保険対策特別委員会委員長）が出席した。

（担当：社会文教部）

港湾都市協議会意見交換会

港湾都市協議会（会長・末吉北九州市長）は、11月26日午後、海運ビルにおいて意見交換会を開催した。

意見交換会には、協議会加盟各市の市長及び都市関係者、並びに、国土交通省の大村・大臣官房技術参事官を始め港湾局幹部及び各地方整備局港湾関係幹部等約200名が出席し、港湾を巡る諸問題について意見交換会を行った。

（担当：経済部）

第9次中国市長代表団が来日

11月18日から27日までの10日間、本会の招聘により、盧守祥遵義市長（貴州省）を団長とする一行10名の標記代表団が来日した。

代表団は、本会鈴木事務総長と会見したほか、中国大使館、（財）自治体国際化協会を表敬訪問した。18日開催の歓迎会には、来賓として中国大使館、外務省、（財）自治体国際化協会の幹部職員が、本会からは会長の山出金沢市長および相談役の杉山むつ市長がそれぞれ出席した。

その後、代表団は、文京区、横須賀、福岡、大阪の各都市の関係施設等を訪問し、

リサイクル、情報技術、高齢者福祉、港湾開発等関連施設の視察を行い、27日に帰国した。

(担当：調査広報部)

地方六団体の動き

第5回地方自治確立対策委員会

地方自治確立対策委員会（委員長・茂木友三郎キッコーマン（株）代表取締役社長）は、11月19日、都道府県会館において、第5回委員会を開催した。

委員会では、「三位一体の改革をめぐる地方団体の取組及び三位一体の改革に関する緊急提言について」を議題とし、まず、地方六団体関係者から、国に対する、三位一体改革の推進に向けた提言や要望などの取組について意見が開陳された。本会の山出会長からは、税源移譲と国庫補助負担金の廃止・縮減を中心にその基本的考え方について、また、副会長の小川豊栄市長からは、本会の税源移譲等都市財政基盤確立プロジェクトチームの「地方交付税制度に関する緊急提言」の内容を中心に、地方交付税の実態について、さらに、相談役の磯村大阪市長からは、指定都市の財政状況を踏まえた三位一体の改革の推進について、それぞれ意見を述べた。

また、地方自治確立対策委員会のワーキンググループ（第4回委員会で設置された、委員のうち、研究者等で構成されたグループ）により取りまとめられた「三位一体の改革に関する緊急提言（案）」について審議が行われ、原案どおり決定し、同日、官邸等に届けた。

(担当：財政部)

地方税財政基盤確立全国大会

全国市長会など地方六団体で組織する地方自治確立対策協議会は、11月19日、日本都市センター会館において、「地方税財政基盤確立全国大会」を開催した。

大会には、全国の地方自治関係者559名（本会からは90名）が参加し、また、来賓として景山参議院総務委員会委員長及び世耕総務大臣政務官をはじめとする国会議員（227名・代理を含む）並びに総務省幹部が出席し、盛会裏に終了した。

大会では、全国知事会会長の梶原岐阜県知事が主催者を代表してあいさつを行い、その後、全国都道府県議会議長会会長の中畑愛媛県議会議長が議長となり、大会を進行した。

まず、本会会長の山出金沢市長から、「税源配分の抜本的見直しによる地方税源の拡充強化」など、三位一体改革の早期実現を、国に対して、一層強く要請することについて決意表明した後、来賓の麻生総務大臣（世耕総務大臣政務官代読）、景

山参議院総務委員会委員長からそれぞれあいさつをいただき、引き続き、「地方税財政基盤の確立に関する決議」(別記)を決定した。

大会終了後、地方六団体の代表者(本会からは山出会長)は、竹中経済財政政策担当大臣、福田内閣官房長官及び細田内閣官房副長官に面談要望を行った。また、大会出席者は、都道府県ごとに地元選出国會議員に対して要望活動を行った。

(別記)

地方税財政基盤の確立に関する決議

地方分権は、国対地方という単なる行政内部の問題ではなく、より住民に身近なところで政策決定や税金の使途決定が行われ、住民の意向に沿った政治行政を行うことを可能とする真の構造改革である。

今日、地域の総合的な行政主体である地方公共団体が果たすべき役割はますます増大しているが、地方の歳出規模と地方税収入には乖離が存在し、地方分権を推進するうえにおいて、国と地方の税源配分の在り方を抜本的に見直し、地方税中心の歳入基盤を構築することが喫緊の課題となっている。

こうした中、政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」を閣議決定し、「三位一体の改革」に関して目標の大枠を設定するとともに、国庫補助負担金の廃止に伴う税源移譲について基幹税の充実を基本に行うことなど、改革の道筋を示した。これは、「国と地方の改革」の出発点であり、今後、住民と共にある地方公共団体の意見を十分反映しながら、真の地方分権推進のための三位一体改革の早期実現を図る必要がある。

我々地方公共団体としても、現下の危機的な地方財政の状況を踏まえ、歳出削減など財政健全化のための行財政改革に全力で取り組む決意であるが、地方の権限と責任を大幅に拡大し、地方が自らの財源で自らの地域の在り方を決定できる財政基盤を構築することが、国と地方を通じた歳出の効率化と財政再建に資するものである。

このため、改革初年度となる平成 16 年度の予算編成及び税制改正等にあたっては、基幹税による税源移譲を基本とした三位一体改革の早急な具体化を始めとして、地方税財源の充実強化を図り、地方公共団体が地域住民の生活を守り、多様なニーズに的確に応えられるよう、地方分権時代にふさわしい自主・自立の地方税財政基盤の確立に向けた措置が的確に講じられるべきである。

よって、ここに全国の地方公共団体は一致結束し、総力を結集して、次の事項について実現を期するものである。

一 真の地方分権の確立を図るため、「基本方針 2003」を出発点として、地方における歳出規模と地方税収入の乖離を縮小する方向で国と地方の税源配分の抜本的見直しを行い、地方税源を拡充強化すること。

一 歳出面における地方の自主性を拡大し、真に住民が必要とする行政サービスを地方自らの責任で実施できるよう、国庫補助負担金を原則廃止し、同時に基幹税である個人住民税・地方消費税の充実を基本に、税源移譲を行うこと。

なお、国庫補助負担金を廃止し、税源移譲を先送りするといった地方財政への負担転嫁は、住民福祉を守るうえで、断固認められないものであること。

一 地方交付税については、国から地方へ税源移譲が行われても、税源が偏在することによる地方公共団体間の財政力格差の是正と一定の行政水準の維持・確保が必要であることから、地方交付税制度の果たす財源調整機能・財源保障機能を堅持するとともに、地方財政運営に支障が生じることのないよう、その所要総額を安定的に確保すること。

一 固定資産税については、市町村税の根幹をなす重要な税目であることから、その安定的確保に配慮するとともに、商業地等の負担水準の上限について、現行の70%を堅持すること。

一 道路特定財源については、地域の道路整備状況等を勘案するとともに、三位一体改革による道路関係国庫補助負担金の廃止に伴う地方税財源確保の必要性等を踏まえ、地方自治体への配分割合を高めるなど、地方における道路整備財源の充実確保を図ること。

また、高速自動車国道の整備については、建設計画決定の経緯等を踏まえるとともに、地方の意見や地域住民の早期完成への期待を十分考慮し、国の責任において、整備計画の9,342kmなどの早期整備を推進すること。

一 医療保険制度については、給付と負担の公平を図り、安定した保険運営の下で将来にわたって国民皆保険制度を堅持するため、制度の一本化を早期に実現すること。また、当面、国保財政の健全化のため、国の責任と負担において十

分な財源措置を講ずること。

介護保険制度については、制度の見直しに向けた検討が進められているところであるが、介護サービス基盤の一層の拡充を図るとともに、介護給付費が年々増大している実情等を十分に踏まえ、制度の持続的かつ安定的運営を確保すること。

以上、決議する。

平成 15 年 11 月 19 日

地方自治確立対策協議会
全 国 知 事 会
全国都道府県議会議長会
全 国 市 長 会
全 国 市 議 会 議 長 会
全 国 町 村 会
全国町村議会議長会

(担当 : 財政部)

税制調査会総会

政府の税制調査会（会長・石弘光氏）は、財務省等において次のとおり総会を開催した。

・第 4 回総会 - 11 月 18 日

平成 16 年度税制改正について論点整理が行われ、その後、委員による自由討議が行われた。

本会からは、委員の佐竹秋田市長が出席した。

・第 5 回総会 - 11 月 21 日

平成 16 年度税制改正の答申素案について審議を行った。

本会からは、委員の佐竹秋田市長が出席した。

・第 6 回総会 - 11 月 27 日

「平成 16 年度の税制改正に関する中間報告」をとりまとめた。

(担当 : 財政部)

平成 15 年度自然とのふれあい推進全国大会

11 月 21 日、自然公園等保全整備促進中央協議会（国立公園関係都市協議会等関係団体で構成）による標記大会が東京の J A ホールにおいて開催された。

第 部の講演会では、東京大学工学部の篠原修教授が、自然のよさを生かすデザインについて講演を行った。

第 部の全国大会では、中央協議会会長、来賓の小池環境大臣及び地方公共団体等の各代表が挨拶を行った後、国立公園関係都市協議会会長の光武佐世保市長が決議案を提案し、これを全会一致で採決した。

大会終了後、出席者は関係方面に対し、自然公園等事業費予算の要求額満額確保について要望運動を行った。

(担当：社会文教部)

社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会

保護基準の在り方を始めとする生活保護制度全般について審議するための標記専門委員会が、11月25日、厚生労働省において開催された。

会議では、厚生労働省から生活扶助基準の設定方法、老齢加算・母子加算等について説明を受けるとともに、意見交換を行った。

なお、本会からは、臨時委員として松浦坂出市長(社会文教委員長)が出席した。

(担当：社会文教部)

港湾整備振興全国大会

港湾都市協議会(会長・末吉北九州市長)は、11月26日午前、砂防会館において、日本港湾協会等関係5団体との共催で、港湾整備振興全国大会を開催した。

大会には、全国から1,200名を超える港湾関係者が参集したが、港湾都市協議会からも多数の市長及び都市関係者が参加した。

大会では、御巫・日本港湾協会会長などから主催者あいさつがあった後、来賓を代表して国土交通大臣(代読・鶴保国土交通大臣政務官)から祝辞が述べられた。

引き続き、平成16年度港湾・海岸関係予算の確保等に関する「決議」を全会一致で採択するとともに、大会終了後には参加者全員が、地元選出国會議員等に対し実行運動を行った。

また、主催5団体の代表(本会からは、副会長の辻田館山市長が参加)は、国会及び財務省等関係要路に対し面会要望を行った。

(担当：経済部)

市町村長特別セミナー受講者募集

市町村アカデミーでは、来る1月8日(木)、9日(金)の2日間、下記のとおり市町村長特別セミナーを開講します。今回は、「新年度の地方財政とこれからの日本経済社会の展望」を重点テーマとしています。

受講をご希望の方は、12月19日(金)までに市町村アカデミーに直接お申し込みくださいますようお願い申し上げます。

なお、市町村長に限らず、助役、収入役の方も受講できます。

記

1. 日 時 平成16年1月8日(木)12時30分から
" 9日(金)12時30分まで

2. 講 演

[1月8日(木)]

「地方財政の展望」

総務省自治財政局長 林 省 吾 氏

「政治と行政のはざままで」

前内閣官房副長官 古 川 貞二郎 氏

[1月9日(金)]

「これからの日本経済」

東京大学大学院経済学研究科教授 伊 藤 元 重 氏

「すべての人が誇りを持って生きられる社会に！」

社会福祉法人 プロップ・ステーション理事長 竹 中 ナ ミ 氏

講演テーマ等については、変更する場合があります。

3. 締 切 12月19日(金)

申込書を受理した後、決定通知と併せて必要事項を連絡します。

4. 参 加 費 10,000円(宿泊費、食費、図書資料費等を含む)

5. 申込及び 市町村アカデミー研修部
問合せ先 〒261-0025 千葉県美浜区浜田 1 - 1
電話 043 - 276 - 3126
FAX 043 - 276 - 5251

研修の概要やカリキュラム等は、同アカデミーのホームページ
(<http://www.jamp.gr.jp>)でご覧になれます。

新市の紹介

平成 15 年 12 月 1 日に次の市が市制施行いたしましたので、ご紹介いたします。

三重県いなべ市

所在地 〒511 - 0293 三重県いなべ市員弁町笠田新田 111
電 話 0594 (74) 5801
人 口 46 , 356 人
面 積 219 . 58 k m²

いなべ市の誕生により、平成 15 年 12 月 1 日現在の全国の市数は 679 となります。

(担当 : 総務部)

市長の選挙

(選挙日)	(市 名)	(市 長 名)	(当 選 回 数)
11 月 16 日	東京都青梅市	竹 内 俊 夫	再選
11 月 16 日	群馬県安中市	中 島 博 範	三選
11 月 16 日	福岡県大牟田市	こ が みちお 古 賀 道 雄	新任 (12 月 3 日就任)
11 月 23 日	新潟県両津市	川 口 徳 一	三選

(担当 : 総務部)

市長の退任

(退任日)	(市 名)	(市 長 名)
11 月 16 日	大分県中津市	鈴 木 一 郎
11 月 21 日	茨城県土浦市	助 川 弘 之

(担当 : 総務部)

行事予定

月 日	時 間	会 議 名	所 管	場 所
12月17日	14:00	都市づくりに関する検討会	経 済 部	全 国 都 市 会 館 第 1 会 議 室
財務原案 内示の翌日	14:00	正副会長会議	企画調整室	全 国 都 市 会 館 正 副 会 長 室
"	15:00	理事会	企画調整室	全 国 都 市 会 館 大 ホ ー ル (担当：企画調整室)

「会報」の情報は全国市長会のホームページ（メンバーズページ）でもご覧いただけます。